

理事会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人新しき村（以下「この法人」という。）の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の種類)

第2条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、事業年度毎に4月及び7月の年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長 に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(理事会の構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(理事の職務)

第4条 公益法人の理事は、法人の意思決定と業務執行の中心的な役割を担い、法律上・実務上ともに重要な職責と責任を負い以下のことと確認して職務を遂行する。

- (1) 職務を行うにあたり善良な管理者の注意義務をもって行動する。
- (2) 法人の目的に従い、法人の利益を第一に考えた行動をする。

第2章 理事会の招集

(招集者)

第5条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第6条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

- 2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
- 3 前2項の規定に係らず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第7条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 前項にかかわらず、理事長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第8条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第9条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の議決に、理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第10条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

- 2 前項の電磁的記録とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・一般財団法人法」という。)施行規則第89条に定めるものとする。

(報告の省略)

第 11 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 20 条第 1 項の規定による報告には適用しない。

(監事の出席)

第 12 条 監事は、理事会に出席し、意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第 13 条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第 14 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって末尾に記載された事項を内容とする議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第 4 章 理事会の権限

(権限)

第 15 条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに代表理事並びに執行理事の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第 16 条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- イ この法人の業務執行の決定
- ロ 代表理事並びに執行理事の選任・解任
- ハ 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- ニ 重要な財産の処分及び譲受
- ホ 多額の借入
- ヘ 重要な使用人の選任・解任
- ト 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- チ 内部管理体制の整備
- リ 理事の取引の承認

- ヌ 事業計画書及び収支予算書等の承認
- ル 事業報告及び計算書類等の承認
- ヲ その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

- イ 下記の規則の制定、変更及び廃止
 - ① 経理規程
 - ② 寄附金等取扱規程
 - ③ 会員に関する規程
 - ④ 情報公開規程
 - ⑤ 個人情報保護規程
 - ⑥ その他必要な事項の規定
- ロ 理事長、副理事長、専務理事、常務理事の選任・解任
- ハ 定款第40条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結
- ニ 基本財産の指定、維持及び処分
- ホ その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

- イ 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
- ロ 重要な事業その他の争訟の処理
- ハ その他理事会が必要と認める事項

(理事の取引の承認)

第17条 理事が取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であるあることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

2 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

第5章 事務局

(事務局)

第18条 理事会の事務局には、専務理事が当たる。

第6章 雜 則

(改廃)

第19条 この規則の改廃は理事会の決議による。

附則

この規程は、令和7年4月18日から施行する。

議事録記載事項

I 通常の理事会

- 1 理事会が開催された日時及び場所
- 2 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名
- 4 次の規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 定款第39条第2項の規定による理事の報告
 - ロ 定款第35条第1項第4号の規定による監事の報告
 - ハ 定款第35条第1項第3号の規定による監事の意見
- 5 定款第47条の規定による議長の氏名

II 定款50条のみなし理事会

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 2 上記1の事項を提案した理事の氏名
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

III 定款51条の報告省略理事会

- 1 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- 2 理事会への報告を要しないものとされた日
- 3 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

以上